

指導が不適切である教諭等の認定等についての意見聴取の手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則（平成20年3月26日広島市教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第5条第2項及び第8条第1項の規定に基づき、教育学、医学、心理学その他児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び広島市の区域内に居住する保護者（親権を行うもの及び未成年後見人をいう。）である者（以下「専門家等」という。）からの意見聴取に関し、必要な事項を定めるものとする。

(判定委員会の設置)

第2条 前条に掲げる規則の各規定に基づき、次の事項について専門家等の意見を聴くため、指導が不適切である教諭等判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

- (1) 広島市教育委員会の諮問に応じ、規則第5条第2項及び第8条第1項に規定する事項
- (2) 前各号に掲げるもののほか、広島市教育委員会が指定する事項

(組織)

第3条 判定委員会は、委員6名以内で構成する。

2 委員は、専門家等のうちから、広島市教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 判定委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを決める。

5 委員長は、会務を総理し、判定委員会を代表する。

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 判定委員会は、委員長が招集する。

2 判定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 判定委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第5条 判定委員会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる教諭等又は関係者に対し、それらの者の同意を得たうえで出席を求めて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、審査上知り得た個人情報を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 判定委員会の庶務は、広島市教育委員会学校教育部教職員課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、判定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が判定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。